

に関するお知らせ！

受付開始
還付は 1/21
納付は 2/4

平成 24 年分所得税の確定申告や平成 25 年度分町道民税の申告が始まります。これらの申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料などの計算のための基礎資料となりますので忘れずに行ってください。なお、下表「確定申告・町道民税申告の日程表」のとおり、対象地域ごとに実施しますので、日程や受付会場をお間違えのないようにお願いします。

■問い合わせ 税務課住民税係 TEL【幕】54-6604

確定申告について

確定申告とは、平成24年1月1日～12月31日の所得税額を精算するもので、次に該当する場合は申告が必要です。

- ①還付の確定申告をする場合 医療費控除や寄付金控除を受ける人、平成24年中に中途退職して年末調整を受けられなかった人など、所得税を納め過ぎになっている人は、確定申告を行うことで所得税の還付を受けることができます。
- ②納付の確定申告をする場合 給与から所得税が源泉徴収されていない人や事業所得、不動産所得がある人、土地や建物を持った人など【所得税法の専門知識の必要な土地・株式などの譲渡所得の申告は、税務署で行ってください。】

町道民税申告について

所得税の確定申告を行う必要のない方でも、次に該当する方は町道民税の申告が必要です。

- ①所得がない方（遺族年金や障がい年金受給者を含む）で国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
- ②給与収入や年金収入以外に所得はあるが、所得税の確定申告は必要ない方

- ③国民年金の納付猶予の手続きや、税務関係の証明を受ける必要がある方

公的年金等受給者の方へ

平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が

- 20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。
- ※ 所得税の還付を受けるための確定申告は、これまでどおり行うことができます。
- ※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町道民税の申告が必要な場合があります。

●確定申告・町道民税申告の日程表

受付時間は午前9時から午後4時までです。なお、所得税の還付申告のみ方は、1月21日(月)から役場2階会議室で受け付けます。

受付日	対象地域	場 所
2月4日(月)	幸町・錦町・新町	役場(2階会議室)
2月5日(火)	宝町・緑町3	
2月6日(水)	猿別・新和・緑町4	
2月7日(木)	緑町1・緑町2・本町・寿町	
2月8日(金)	旭町・軍岡・相川・豊岡・南勢・大豊・明野	
2月12日(火)	南町・新川	
2月13日(水)	幕別地区で確定申告Bに該当する方 ^{※1}	
2月14日(木)		札内福祉センター(1階講座室)
2月18日(月)	東町・稔町・中央町	
2月19日(火)	豊町・共栄町・青葉町	
2月20日(水)		
2月21日(木)	共栄町・西町・若草町	
2月22日(金)		
2月25日(月)	桂町・古舞・栄・文京町・依田	
2月26日(火)	春日町・みずほ町・忠類地区 ^{※2}	
2月27日(水)		
2月28日(木)	北町・途別・昭和・西和・あかしや町	
3月1日(金)		
3月4日(月)	桜町・提町・泉町	
3月5日(火)	新北町・暁町・千住・稲士別・日新	
3月6日(水)		
3月7日(木)	札内地区で確定申告Bに該当する方 ^{※1}	
3月8日(金)		
3月11日(月)	糠内・中里・五位・明倫・美川・駒島	糠内コミュニティセンター

※1 確定申告B…営業・農業・不動産所得がある方（「収支内訳書」に記入のうえ、当日ご持参ください）

確定申告・町道民税申告に

●各控除の内容と申告に必要な書類

項目	必要書類
・控除を証明するもの	
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書(平成24年1月～12月支払分)、国民年金保険料控除証明書など
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書、平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち町が認めた人へ発行。障害福祉係へ申請が必要)など
医療費控除	平成24年1月～12月に支払った医療費などの領収書(領収書はお返しできませんので、もし必要な場合は切手を貼った返信用封筒を持参してください)、明細書、集計票(合計金額は必ず計算しておいてください。なお、高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金の支給がある場合は差引く必要があります)
住宅借入金等特別控除	住民票の写し(窓口で交付されるもの。コピー不可)、金融機関が発行する借入金の年末残高証明書、家屋の登記事項証明書、請負契約書または売買契約書(取得年月日・床面積・取得価格がわかるもの)のコピー、敷地の購入のためのローンがある場合は土地の登記事項証明書、売買契約書(取得年月日・面積・取得価格がわかるもの)のコピー ※増改築やバリアフリー改修工事の場合は税務署で申告してください。
寄付金控除	寄付先発行の領収書 ※東日本大震災への義援金のうち、被災地団体、義援金配分委員会へ支出されたものは控除の対象となります。「東日本大震災義援金」であることが確認できる義援金の受領書や振込依頼書の控えを提出ください。
・収入を証明するもの	給与や年金の源泉徴収票の原本
・所得税が還付になる場合	本人名義の振込先口座のわかるもの(預金通帳など)
・その他必要なもの	印鑑(認印で可)

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。

e-TAX
で確定申告

受付期間
3/15(金)まで
24時間受付

e-TAX(インターネットス／国税電子申告・納税システム)は、ご自宅からインターネットを利用して申告や申請などができる便利なシステムです。

●e-TAXに必要なもの
インターネットのできる環境に加えて、電子証明書とICカードリーダーライタが必要です。

●e-TAXを利用するメリット
①最高3000円の税額控除
申告期限内にe-TAXで申告すると、所得税額から最高3000円の控除を受けることができます。(H19年分からH24年分の間でいずれか1回)

②添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。

③還付がスピーディー
e-TAXで申告された還付申告は、書面申告と比べて3週間程度短縮して処理されます。

④24時間受付
所得税の確定申告期には、24時間e-TAXの利用が可能です。